2025年度ルーテルリカレント講座
第２回

こども家庭ソーシャルワーカーとこどもの権利

心理臨床学科　精神保健福祉コース　山口倫子

本日の内容

1．こども家庭ソーシャルワーカーとは？

2．こども家庭ソーシャルワーカーが創設された背景

　①こどもを取り巻く状況

　②国連子どもの権利委員会からの勧告を受けて

3．こどもの権利について

4．こども家庭ソーシャルワーカーに期待されること

　①こども家庭ソーシャルワーカーになるための条件

　②こども家庭ソーシャルワーカーの役割と活躍の場

5．まとめ



1. こども家庭ソーシャルワーカーとは？

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」（令和4年6月8日成立・令和6年4月1日施行）に基づき創設された「こども家庭福祉分野」の民間の認定資格。（➡国家資格化の議論は来年度見直し予定）

- こども家庭福祉の現場において、実務者の専門性を向上させることを目的として創設された。

- こどもの権利を擁護し、健やかな成長を支え、家庭の複雑な課題に対応して支援・関係調整にあたる。

2. こども家庭ソーシャルワーカーが創設された背景

①こどもを取り巻く状況

・社会課題（貧困、社会的孤立、家庭内暴力、保護者自身の病気や障がい等）の多様化・深刻化、児童虐待相談対応件数の増加等。

➡ （資料）・児童相談所の児童虐待相談対応件数

・不登校児童生徒数

・小・中・高生の自殺者数

＊ユニセフ・イノチェンティ研究所が2025年に発表したレポートカード19において、日本の子どもの身体的健康は先進国38ヶ国中、1位でありながらも、**精神的幸福度は32位**（36ヶ国中）であった。

(https://www.unicef.or.jp/news/2025/0081.html)

①こどもを取り巻く状況　【児童虐待】

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は 225,509 件。

※　対前年度比＋5.0%（10,666件の増加）（令和4年度：対前年度比＋3.5%（7,183件の増加））

※　児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

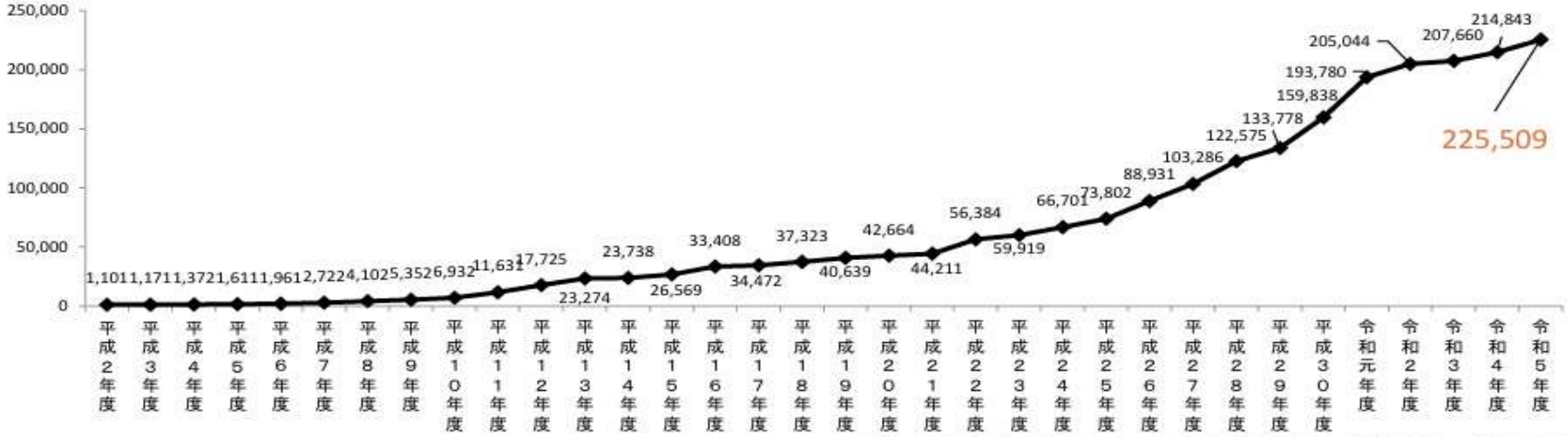
・心理的虐待に係る対応件数の増加（令和４年度：128,114件→令和５年度：134,948件（＋6,834件））

・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加（令和４年度：112,311 件→令和５年度：116,649 件（＋4,338件））

〈令和４年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。

心理的虐待の増加



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年　度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件　数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

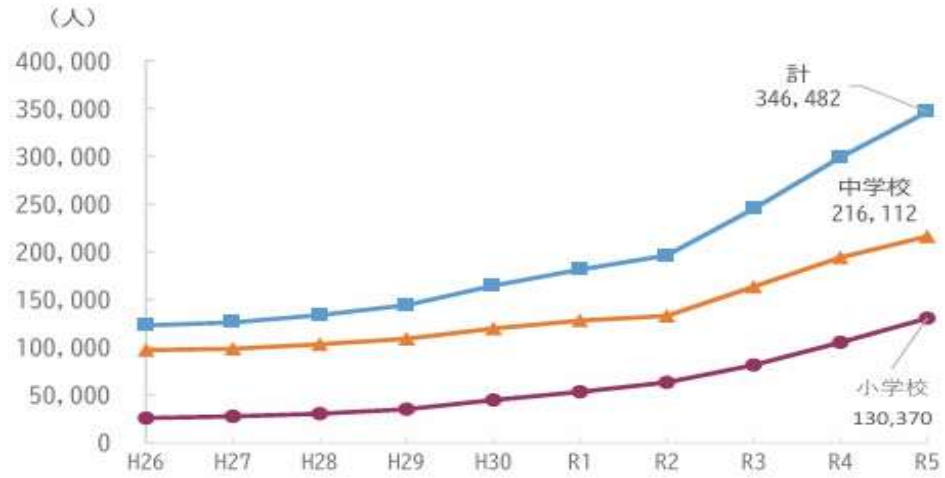
令和５年度児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例）

①こどもを取り巻く状況　【不登校】

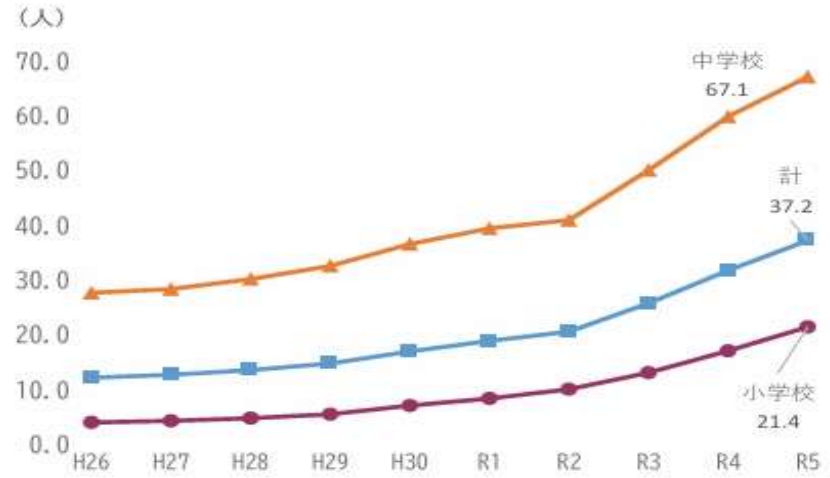
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人（前年度299,048人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人（前年度31.7人）。
- 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移（1,000人当たり不登校児童生徒数）



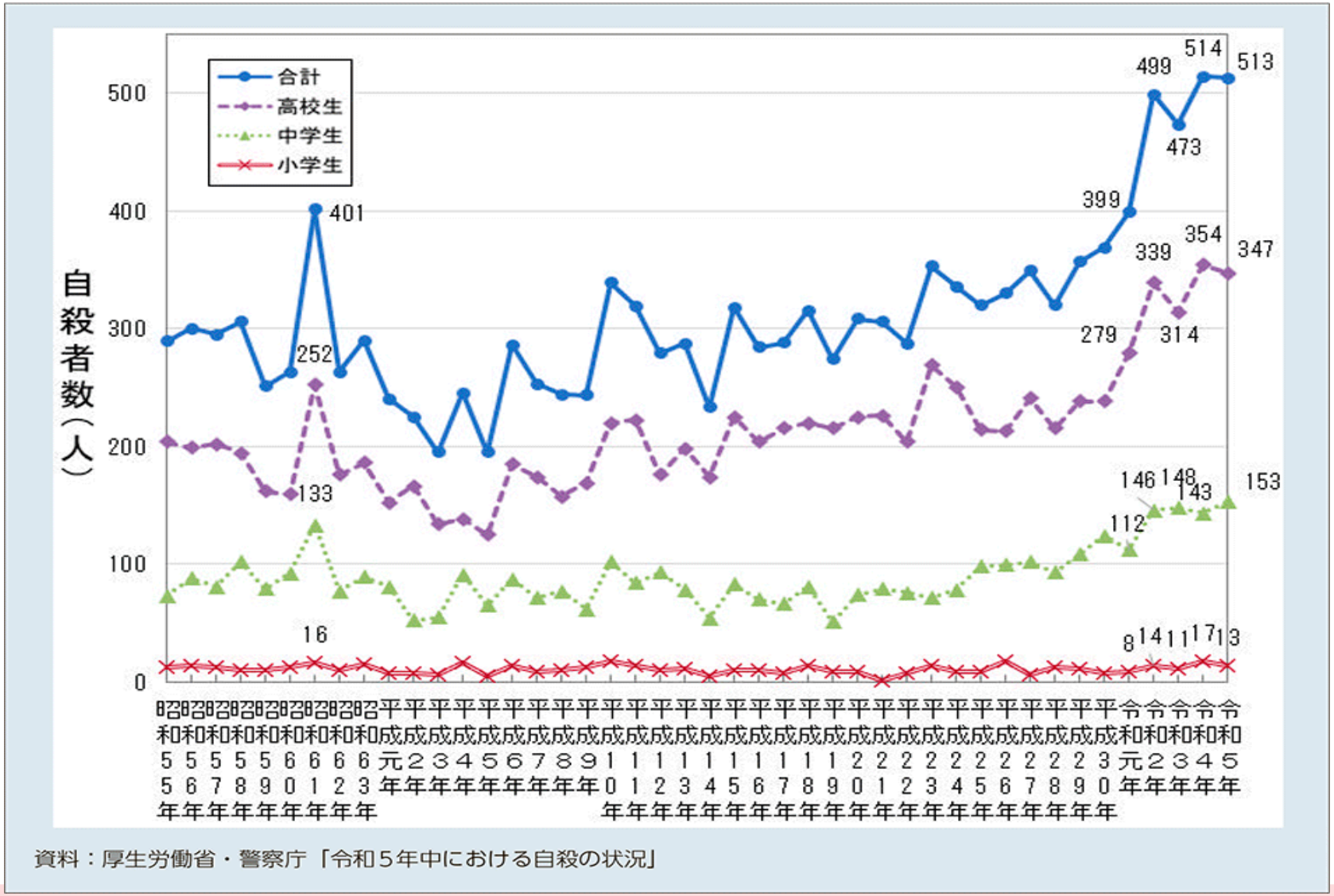
不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

出典：令和5年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

①こどもを取り巻く状況　【こどもの自殺】

図表 1-3-11　小中高生の自殺者数の推移



資料：厚生労働省・警察庁「令和５年中における自殺の状況」

2. こども家庭ソーシャルワーカーが創設された背景

②　国連子どもの権利委員会からの勧告を受けて

・2016年：児童福祉法改正

第1条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

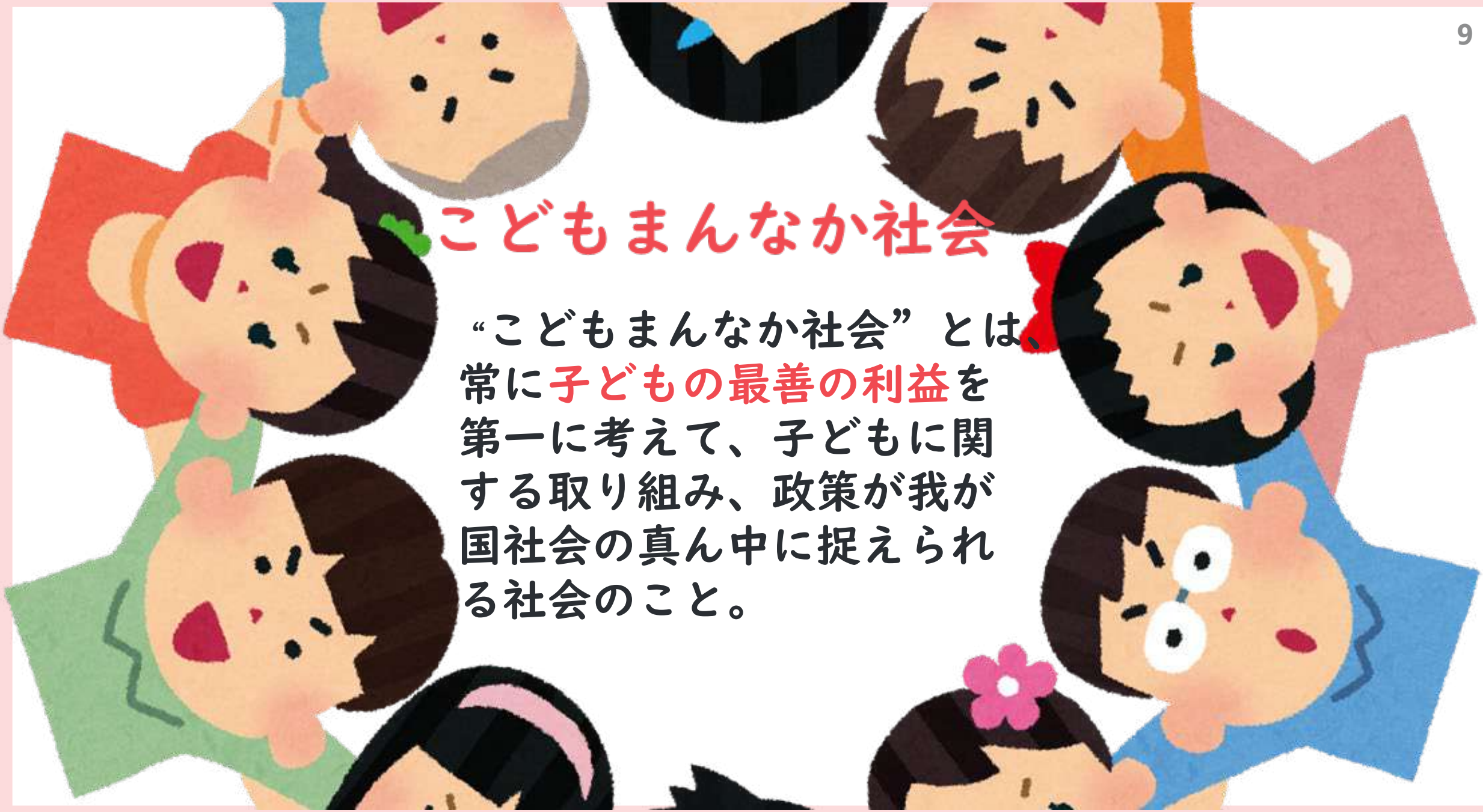
・2022年：こども基本法の制定（2023年施行）

（2019年に子どもの権利に関する包括的な法律を制定するよう強く勧告）

・2023年：こども家庭庁の設置

（条約を実施するための活動を調整し評価及び監視する権限のある機関の設置）

＊子どもの権利条約：国連が1989年に制定し、日本は1994年に批准。



こどもまんなか社会

“こどもまんなか社会”とは、常に**子どもの最善の利益**を第一に考えて、子どもに関する取り組み、政策が我が国社会の真ん中に捉えられる社会のこと。

こども基本法（2022年）
（こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法）

（目的）
第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
２ この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）
第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（参考）こども基本法ってなに？　20230401policies-kodomokihon-02.pdf

こども家庭庁（2023年）こども施策の司令塔

私たちのやくそく

（こども家庭庁 ミッション・ビジョン・バリュー）

私たちの使命
ミッション

こどもまんなか社会の実現

組織として目指す姿
ビジョン

こども政策のプロ集団

・常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども・若者、子育て当事者の視点に立った政策を立案・実行する組織

・こどもの権利を保障し、一人ひとりのこどものウェルビーイングを実現し、
誰一人取り残されない政策を立案・実行する組織

・こども・若者、子育て当事者、こども政策に関係する人々への分かりやすい発信と対話を重ね、協働し、
社会全体を巻き込む組織

・職員一人ひとりを大切にし、職員相互の信頼に基づき対話を重ねる、風通しの良いワンチーム

行動指針
バリュー

多様性を力に

多様なバックグラウンドを持つ職員や関係者を
相互に信頼し、自由闊達に対話し、意見を尊重する

現場主義

こども・若者・子育て当事者の声を聞き、声無き声にも耳を傾け、
地方自治体・民間団体・企業等の現場を知り、対話し、業務に活かす

挑戦

前例にとらわれず、柔軟な発想で、自ら積極的に挑戦する

業務の優先順位を意識し、
効率化・合理化を進め、常に改善する

個の尊重・成長

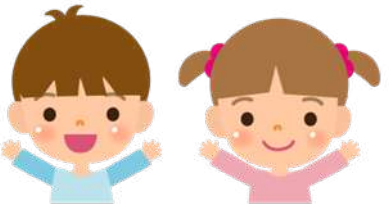
自分自身と共に働く職員のウェルビーイングを大切にする

常に学び続け、自らの能力を向上させる

こどもまんなか
こども家庭庁



3. こどもの権利について



＜ワークⅠ＞　こどもの権利って？
こどもにはどんな権利があると思いますか？

3. こどもの権利について

☆ :こどもが生きていくための基本が保障される権利

＊生存権がその代表的権利

☆ :こどもがこどもらしくある権利

＊意見表明権がその代表的権利



＊子どもの権利条約：1989年国際連合において全会一致で採択され、わが国においては1994年に批准したものである。
＊日本での正式名称は、「児童の権利に関する条約」

☆ 子どもの権利条約は、子どもは権利をもつ**主体**であるという考え方に基づいている。

☆ 「4つの原則」：①差別の禁止（第2条）、②**子どもの最善の利益**の考慮（第3条）、③生命、生存及び発達に対する権利（第6条）、④**子どもの意見の尊重と参加**（第12条）



☆ **子どもの最善の利益：**第3条1項「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

➡大人が良かれと思い、子どもの意見を尊重せずに、一方的に子どもに関する決定を行うことで、条約に規定される子どもの権利を侵害することは許されない！

☆ **子どもの意見の尊重と参加：**第12条「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」

➡「子どもの最善の利益の原則」と「子どもの意見を聴かれる権利」とは、相互に補完的な関係にある。第12条の実施においては、子どもは受け身ではなく、自らに関係する事柄について意見し、意思決定過程に積極的に「参加」することが期待されている。

＊SDGsを達成しようとすることが、子どもの権利の実現につながり、子どもの権利の実現が、SDGsの達成につながる。



4. こども家庭ソーシャルワーカーに期待されること

①こども家庭ソーシャルワーカーになるための条件

現状、こども家庭ソーシャルワーカーになれる人は現任者であること！
＊ こども家庭ソーシャルワーカーの認定資格の取得には、4つのルートがある。

- 「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第１号・第2号）」
- 「こども家庭福祉実務経験者ルート」（第3号）＊経過措置
- 「保育所等保育士ルート」（第4号） ＊経過措置



日本ソーシャルワークセンターHPより

【研修内容】

・指定研修：第１号から第4号全ての受講者が受講しなければならない研修

研修科目	講義	演習
こどもの権利擁護	1.5	7.5
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5	6
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭を取り巻く環境と支援）	3	1.5
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5	3
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3	3
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5	1.5
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5
こどもの心的発達と心理的支援	1.5	1.5
児童虐待の理解	1.5	4.5
少年非行	1.5	1.5
社会的養護と自立支援	1.5	4.5
貧困に対する支援	1.5	1.5
保育	1.5	1.5
教育	3	1.5
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5	7.5
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3	7.5
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5	7.5
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5	4.5

講義33時間、演習67.5時間の計100.5時間で構成される。



・追加研修：講義9時間、演習9時間、実習6時間の計24時間で構成される研修

研修科目	講義	演習
こどもの権利擁護と倫理	1	
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1	
児童相談所の役割と連携	1	
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1	3
社会的養護と市区町村の役割	1	
こどもの成長・発達と成育環境	1	
こども虐待対応	1	6
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家庭の生活に関する法令・制度	2	
見学実習Ⅰ		6



・ソーシャルワーク研修：講義78時間、演習78時間、実習9時間の計165時間で構成される研修

研修科目	講義	演習
ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）	19.5	
ソーシャルワークの理論と方法（講義）	39	
地域福祉と包括的支援体制（講義）	19.5	
ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）		39
ソーシャルワーク演習Ⅱ（演習）		39
見学実習Ⅱ（演習）		9

【指定研修の一部を紹介】

こどもの権利擁護	こどもの権利の考え方 について理解する 、こどもの権利に関する経緯について理解する 、こどもの権利条約や国内法について理解する 、こどもの権利擁護のための意見表明等支援とアドボカシーについて理解する。
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	こどもの安全の維持、 ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのこども・家庭に対するソーシャルワークの意義を理解する 、こどもの安全の維持、 ウェルビーイング、パー マネンシー保障のためのこどもや保護者に対するケースマネジメントを理解する 、こどもを中心とした支援を理解する 、虐待予防に資する支援を始めとする多様なニーズを持つこどもや家庭への支援のアプローチを理解する。
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	こどもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する面接技術、支援のアプローチ、対応の方法を理解し、アセスメントや 行政権限の行使等のソーシャルワークについて理解する、重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する。
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	多職種・多機関連携によるこどもや家庭への支援について理解する 、地域を基盤としたこどもへの包括的支援と支援体制の構築について理解する 、多職種連携に関する支援の実際について理解する 。

日本ソーシャルワークセンターHPより

＜ワーク２＞児童養護施設で働くあなたは、担当する小学生の授業参観に行くことになった。「親」の年齢としては大きく外れるため、同級生たちに自分の立場をどのように説明するべきか悩んでいる。どのように検討すれば良いだろうか？



【保育園における権利侵害の事例】

A保育園の2歳児クラスでは、18人のこどもが在籍しており、4人の担任で日常的に保育をしている。同じ2歳児とはいえ、こどもたちの保育園への入所時期や発達段階も幅がある。来年度は年少になるため、クラス目標として「3歳児への進級を見据えた生活」をクラス目標としていた。その一環として「トイレトレーニング」を行っており、排泄自立を促すために、こどもたちには決まった時間にクラスで一斉にトイレに行かせていた。決まった時間外にトイレに行くことを希望したこどもには、「どうしてさっき行かなかったの？」と保育士が叱責していた。また、トイレに間に合わずお漏らしをしてしまったこどもに対して、「オムツしようか。はずかしいね」と声掛けをしていた。



・一般に、こどもの年齢が小さいほど、こどもは自らの権利が侵害されている
　ことに気づきにくい。
・SOSの声が他の大人に届きにくい。
・支援者も、こどもの発達を見据え、「良かれ」と思い実践していることがある。

＊こどもの気持ちが置き去りとなり、支援者や保護者の抱くこどもへの期待が、不安や心配、支配へのエネルギーになることがある。

こどもの権利侵害に対する対応

☆ 「不適切な保育」を行わないためには、保育所や児童福祉施設で働く実践者自身の高い人権意識が重要。

☆ 保育所等における「虐待」や「不適切な保育」は、個人によってのみもたらされるものではない。その未然防止としては、チームで保育をできているか、同僚性があるか、支援者一人ひとりの声が尊重されやすい民主的な支援者集団であるか等の組織的な要因もある。（「心理的安全性」が高い組織）

☆ こどもの権利侵害や不適切なかかわりは、保育所等だけで発生するものではなく、こどもと大人という非対称な関係性ゆえに発生しやすい。

➡ 未然防止に向けては、こどもに関わる大人一人ひとりがこどもの権利擁護に常に自覚的であることで、日常生活場面におけるこどもの権利侵害を防ぐ一つの歯止めとなることができる。

4. こども家庭ソーシャルワーカーに期待されること

②こども家庭ソーシャルワーカーの役割

＊こども家庭ソーシャルワーカーは、こどもと家庭に関する相談支援を行うことが主となる。

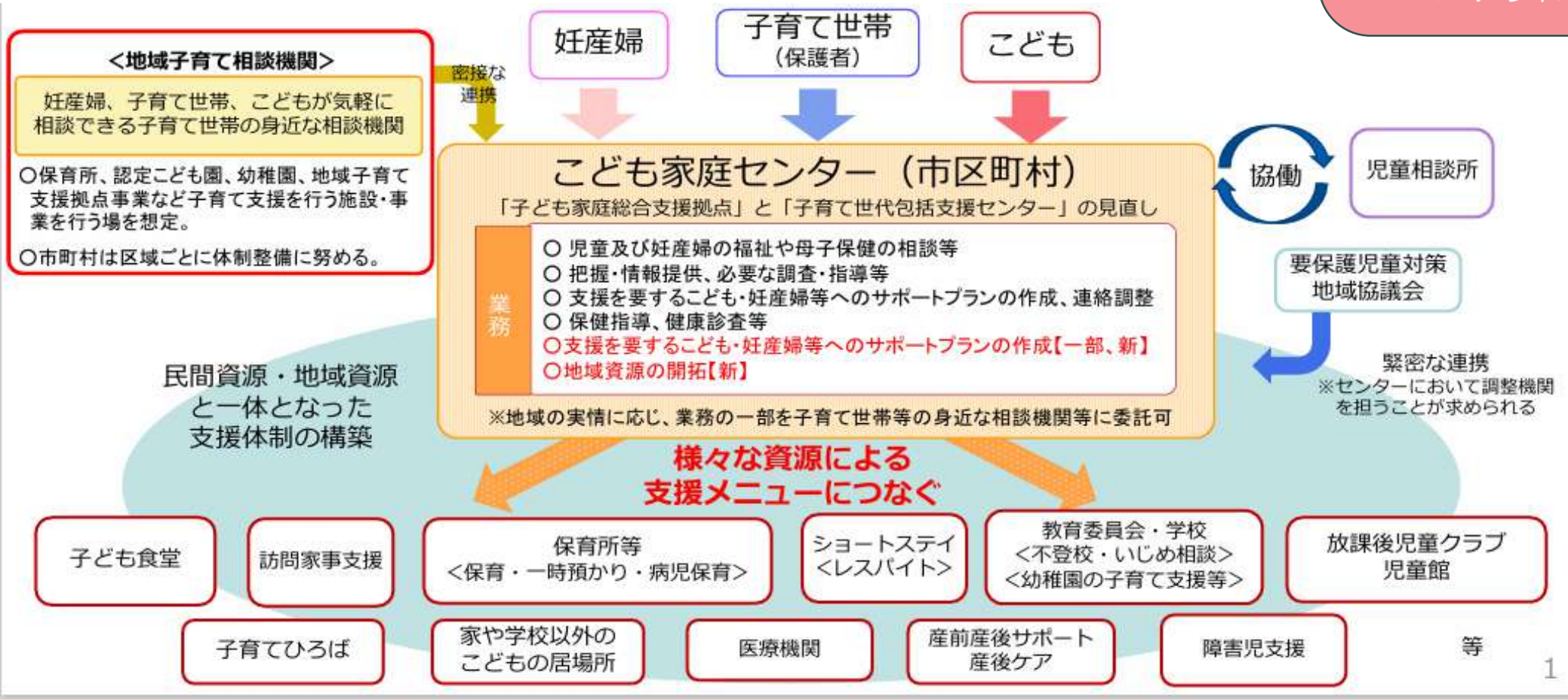
＜こども家庭ソーシャルワーカーの専門性の柱＞

①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

②こども家庭ソーシャルワーカーの活躍の場

- 児童養護施設、乳児院、保育所、**児童相談所**
- 各自治体の**こども家庭センター**など

児童福祉法改正により、2024年度から児童相談所における児童福祉司の任用要件の一つとして位置づけられた



5. まとめ

① こども家庭ソーシャルワーカーの意義

・ こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所や市区町村のこども家庭センター、児童養護施設などの福祉施設、学校などの教育機関や保育園など、こどもや家庭の身近にあるさまざまな場での活躍が期待されており、これから活躍の場が広がっていくと思われる。

・ こども家庭福祉分野の専門職の質の向上だけでなく、支援の質の向上にも寄与でる。そして、こども家庭ソーシャルワーカーが増えれば、こども家庭福祉分野全体の底上げとなり、それがこどもたちに還元されていく。

＊「児童福祉」➡『こども家庭福祉』へ
　こども家庭ソーシャルワーカーは、こどもだけでなく、家庭・家族の支援も含む。

②　第1回こども家庭ソーシャルワーカー認定試験を終えて

【現状】第1回のこども家庭ソーシャルワーカー認定試験が2025年3月9日に法政大学で実施され、全国で703名が合格した。
（うち熊本県では14名のこども家庭ソーシャルワーカーが誕生した。）

➡こども家庭ソーシャルワーカー紹介動画（You Tube）　Bing 動画　こども家庭庁

【課題】研修費用の問題、資格取得後のメリット（インセンティブ）

スクールソーシャルワーカー（SSWer）としての私自身の変化

- 「子どもの声（意見）を聴く」ということを、今まで以上に実践の中で意識するようになった！また、どうすれば子どもの声を聴くことができるのか？その方法についても深く考え、工夫（努力）をするようになった。
- これまでもアドボケイトはしてきたつもりだが、誰のための支援であるのか？改めて、特に学校という場での立ち位置を自覚するようになった。（子どもファースト！）
- 今後、子どもたちに「自らの権利」について学ぶ機会を、SSWerとして提供していくことが重要だと考えている。

➡ 民主的な学校環境づくりに取り組む（例えば、子どもの参加によるカリキュラムや教材の作成、学級委員会、生徒会等を通じて、子どもが校則や学校の運営方針に関して意見を表明し、子どもが学校における意思決定過程に参加する機会を確保すること）。



こども家庭ソーシャルワーカーを目指す方へ

・ こどもの支援に携わっている方、将来、こどもの支援に携わりたいと思っている方には、是非ともこども家庭ソーシャルワーカーを目指していただきたいです！

➡ ・自身の専門性を高める自己研鑽の場としてはもちろんですが、他の職種の方々と出会い、視野が広がり、刺激になると思います。また、日々の実践で役立つヒントがたくさん見つかるはず！

・ 児童相談所の児童福祉司やこども家庭センターの統括支援員の任用要件についてはお伝えしましたが、今後、SSWer等の任用要件の1つに、こども家庭ソーシャルワーカー資格が入る可能性もあります。

＊第2回の認定試験は、2026年3月1日（日）大正大学で実施される予定です。

参考資料

・一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟　『こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究』 2024年３月

・甲斐田万智子監修『きみがきみらしく生きるための子どもの権利』角川　2023年3月
・山本恒雄著『子ども虐待・子どもの安全問題ソーシャルワーク』明石書店　2024年12月

日本ソーシャルワークセンターHP：こども家庭ソーシャルワーカー認定資格

ユニセフHP：子どもの権利条約 | 日本ユニセフ協会

こども家庭庁HP：こども家庭庁（こどもかていちょう）こども向けホームページ

ご清聴ありがとうございました。

2025年度
ルーテル・リカレント講座
（第2回）

「こども家庭ソーシャル
ワーカーとこどもの権利」

アンケートのお願い

本日は、ご参加いただきありがとうございました。
今後の公開講座をより良いものとするため、
アンケートにご協力ください。

以下のURLもしくはQRコードから、
アンケートフォームにご意見を入力してください。
https://forms.gle/cetn2e6vynsbMcFQ9

九州ルーテル学院大学
総務課研究・地域連携推進室